

インタビュー

制度改正は念頭になく、銀行側の自主的な対応に期待

収益の柱と位置付けるのであれば、持続可能なビジネスの構築が不可欠

金融庁 監督局長
遠藤 俊英



銀行カードローンビジネスについては、業界団体あるいは個別行レベルで「どういうビジネスであればサステイナブルなのか」「社会問題を惹起することなく、個人のニーズを満たすにはどうすればよいか」という点をよく考えてもらいたい。金融庁としては銀行サイドの自主的な対応に期待しており、銀行にも総量規制を課したり、監督指針を改正したりといった行政対応は現時点では考えていない。

メガバンクを中心にヒアリングを実施

— 銀行がカードローンビジネスを拡大している。「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」などを通じて情報共有や実態把握を進めていると思うが、金融庁として現状をど

うみているのか

さかのほれば2006年に貸金業法が改正され、総量規制（貸金業者からの借入残高が年取の3分の1を超える場合は新たな借入れができなくなる規制）などが導入された。私は法制改正直後の信用制度参事官だったが、法制改正前は貸金業者が非常に多くの広告を出稿し、必ず

しも必要とはいえない需要を喚起してお金を貸し込み、苛烈に取り立てた。それが多重債務問題や自殺問題を惹起した面があった。

つまり、「貸金業者による消費者金融は社会的に問題があり、抑制しないとイケない」という大義のもとに貸金業法は改正された。その後、貸金業者の数が

大幅に減り、銀行が大手貸金業者を再編したり、銀行カードローンというかたちで個人金融に参入したりした。金融庁では、銀行が提供するカードローンでも同じ問題を引き起こしてはいけなさと考え、10年6月に監督指針を改正し、「消費者向け貸付けを行う際の留意点」として、改正貸金業法における多重債務

の発生抑制の趣旨や、利用者保護の観点などをふまえた審査態勢の整備が重要である旨を示している。

——現状、節度のあるカードローン市場が形成されているという認識か

市場の実態を評価するのは簡単ではない。確かな需要があり、それに応えるかたちで貸出が伸びているなら、それは金融仲介機能がうまく回っているといえる。監督指針に照らして、いまの銀行の個人金融やカードローンに関する業務運営体制が適正かどうか、まずは銀行自身に検証してほしいし、金融庁としてもそうした検証を前提にして市場がどういう状況になっているのか議論していきたい。

金融庁では昨年秋ごろから3メガバンクを中心に実態把握を進めており、その後は一部の地方銀行にも対象を広げている。カードローンをマス商品として位置付け、広告宣伝にかなりのコストを費やして顧客を取り込もうとする構図は、貸金業法改正以前の貸金業者とあまり変わらないので、銀行側には顧客に

対する適切なアプローチを考慮してもらう必要がある。

——そうした実態把握を通じて何が問題ととらえているのか

適切な業務運営体制を構築するうえで重要になる論点がいくつかある。

まず、入口段階の融資審査がどのように行われているのかという点だ。貸金業者が保証会社となつて、そこに銀行が審査を丸投げするようなことがかりに行われていけば、銀行は融資審査にまったく関与していないのかという話になる。入口の審査では、借手から収入証明書を提出してもらって返済能力をチェックするわけだが、貸金業者に比べて収入証明書の提出を求める基準が緩い銀行もみられる。銀行としてその点をどう考えているのか。また、借手の就業や収入の状況は変わっていくから、融資後の途上管理をどのように行っているのかという点もある。

さらに、貸金業者を保証会社として使っている場合には両者間のコミュニケーションが重要になる。どのくらいのペースで、どのような情報の交換をしているのか。なんらかの情報をつかんだ場合にはP D C Aを回しているか——といった点だ。

たとえば、特定の属性の顧客に対する代位弁済率が上昇している場合、保証を行っている貸金業者と定期的に協議・分析を行い、当該属性の顧客に対する審査の目線を引き上げるなど必要に応じた見直しをして、その効果を把握・分析できているかといった対応が重要になる。

監督指針では「適正な業務運営」を規定済み

——日本弁護士連合会（日弁連）が、総量規制に抵触するような貸付を行わないよう監督指針に明記すべき、などと要請している。銀行にも総量規制を適用したり、貸金業者による銀行カードローンの保証も総量規制の枠内を含めるといった制度改正は検討しているか

日弁連には、問題になるケースを具体的にあげたうえで警鐘を鳴らしてもらった。そういった意見には真摯に耳を傾けていく。ただ、借入残高を「年収の

3分の1」に制限するのはかなり思いきった措置であり、銀行に対して同様の規制を機械的に課すのが適切かどうかは議論があるだろう。すでに監督指針には「適正な業務運営を」という記載があるため、各行が銀行カードローンのあり方を考え、工夫しながら業務を展開することが現時点における筋ではないか。そうした取組みを横において、法令や監督指針を改正することは考えていない。

——銀行業界では自主規制ルールの策定を検討している

「銀行業界として最低限こうしましょう」というルールを策定したほうがいいのであればそれもよし、「そうしたルールは必要ない。自行の哲学に基づいてやっていく」という話になればそれもよし。そこは銀行の自主的な判断に委ねられる話だ。

——総量規制の借入枠に空きがない顧客に対し、貸金業者の保証ビジネスを利用して銀行カードローンによる貸付を実行するのであれば、総量規制の趣旨が貫徹されていないことになる
実態をよく把握する必要があ

がないはずだ。

社会問題を惹起せずに 顧客ニーズに応えるべし

——金融庁に寄せられるカードローン関連の苦情・相談の状況はどうか

カードローン関連の相談件数は1～4半期当り40～50件程度で推移していて、増加傾向にはない。おもな苦情・相談の内容は返済手続や相続に関するものであり、「過剰な融資で問題ではないか」という苦情は年間1～2件程度という状況だ。

——個別の金融機関に対する実態把握はさらに幅広く行っていくのか

グループ内に貸金業者が存在するという理由からメガバンクを中心とした実態把握を行ってきたわけだが、「貸金業者の保証を利用して銀行カードローンを展開する」という意味では地銀も信金も同じ立場だ。他行が工夫しているビジネスモデルが横展開できるとすれば、その点も念頭におきながら地銀なども議論していきたい。

——入口の審査や途上与信管理を厳格化することで、銀行がカードローン戦線でノンバンクに競り負ける事態も予想される

繰り返されるが、われわれが態勢整備に関する基準を設定して「入口の審査はこうあらねばならない」などというつもりはない。逆にわれわれが基準を示せば、「それに抵触しない範囲でギリギリの商売をしよう」といった発想が出てきかねないが、それでサステイナブルなビジネスが構築できるのだろうか。銀行が本気でカードローンを展開しようと思うのであれば、「入口の審査にどの程度時間をかけるべきか」「損益分岐点以上のボリュームを貸すことができるのか」「態勢整備やリスク管理をふまえたうえでビジネスとして成り立つのか」など、検討すべき事項は多いはずだ。銀行の看板を背負ってビジネスを展開する以上、「社会問題を惹起することなく、顧客ニーズに応えていくにはどうすればよいか」という点を十分に掘り下げてもらいたい。

——ヒアリングを通じて、態勢

整備の面で模範になるような好事例はあったか

取引の初めから終わりに至るまですべてがベストプラクティスという事例はないものの、それぞれの取引の場面ごとに評価できる事例はあった。銀行間でいろいろと情報交換も進んでいるのではないか。その意味では、経験をふまえた議論のステージに入っていると思われるので、今事務年度中にも銀行サイドから態勢整備ついて一定の方向性が出てくるものと期待している。

(聞き手・本誌 北山桂／
武下毅)

——住宅ローンも同様だが、銀行グループ内の子会社が保証をする信用リスクがグループ内にとどまることになる

その点は銀行グループとしても重々承知しているだろう。同じグループ内とはいえ、単体で見ればリスクを分散させ、各エンティティが協力しつつそれぞれの特性に応じた役割を果たしていると思われる。グループ内の貸金業者にリスクをすべて移転したあげく、問題が生じたときのリスク管理はまったくできていない、ということはず

えんどう としひで

82年東京大学法学部卒、大蔵省入省。90年銀行局銀行課課長補佐、04年金融庁総務企画局参事官(金融危機対応担当)、05年監督局銀行第一課長、10年総務企画局参事官(監督局担当)、11年総務企画局審議官(監督局担当)、13年総務企画局審議官(企画・市場・官房担当)、14年検査局長、15年から現職。